

平成23年度事務事業評価結果

町では、第四次開成町行政改革大綱に基づく取り組みの一つとして、事務事業評価を実施しています。

今回は、平成22年度実施事業を対象に行った評価（事後評価）結果を皆さんにお知らせします。

今後の町の取り組み

事務事業評価は、行政評価の一つで、このほかに政策評価、施策評価があります。開成町の事務事業評価は、試行期間として実施した平成16、18年度の結果を平成19年度に精査して、その結果に基づき平成20年度から本格実施をしています。

実施のねらい

事務事業評価を行うことで、次の3つの効果が期待できます。

- (1) 町民の皆さんとの行政情報の共有化
- 町の事務事業の点検・評価

事務事業評価のやり方

事務事業評価の方法は、達成度、必要性、効率性及び有効性の4項目（各項目は5点満点）について、各事業ごとに事業所管課が評価（1次評価）を行い、合計点に応じてAからDランクの4段階により評価されます。

また、1次評価の結果、CまたはDランクとなった事業については、所管部長がさら

結果を公表することで、行政運営の透明化と行政情報の共有化を進めることができます。

(2) 無駄の無い効率的な行政の実現

事業の必要性、有効性のほか達成度などを評価し、見直しに結びつけることで、無駄の無い効率的な行政を行うことができます。

(3) 職員の意識改革

評価の作業をおとして、職員に町民の視点やコスト意識に基づいた行政運営の徹底を図ることができます。

事務事業評価の結果

平成23年度の事務事業評価は、総合計画進行管理事業（304事業）のうち、平成22年度に事業が執行された214事業について実施し、その結果は次のとおりでした。

評価結果（1次評価）	
Aランク	107事業
Bランク	105事業
Cランク	2事業
Dランク	0事業
合計	214事業

事務事業評価の例

事務事業評価を実施した事業のうち、いくつかの事業について紹介します。

- 〔評価内容及び評点数〕
- ※Aランク（18～20点）：現在の事業の進め方で充分効果がある。
- ※Bランク（13～17点）：現在の事業の進め方で概ね効果がある。
- ※Cランク（8～12点）：事業の計画、内容及び規模等の改善が必要である。
- ※Dランク（7点以下）：事業の廃止の検討が必要である。

廃止の検討が必要である。

1次評価の結果からは、各事業とも概ね効果があったことがわかります。

また、1次評価がCランクだった2事業の所管部長による2次評価の結果は、各事業ともCランクとなり、見直し内容は統合及び縮小が各1事業となりました。

- ※敬老祝金の減額などは、昨年の事業仕分け結果に伴う町の対応方針によるものです。
- ②事業名：浄水場等施設整備事業（上下水道課）
- ・事業概要：老朽化した浄水場の施設更新を計画的に実施し、安定した水を供給する。
- ・1次評価結果：Bランク
- ・評価理由：施設整備を計画的に実施し、安定した給水が行われている。
- ・今後のあり方：今後も施設整備を計画的に実施していくとともに、設備機器の延長使用を行うため維持管理の促進を図る。
- ※機器の延長使用については、昨年の事業仕分け結果に伴う町の対応方針によるものです。



高台第一浄水場

企画政策課

☎ 84-0312

町民ワークショップ提言書が完成

企画政策課 ☎ 84-0312

町では、現在第五次開成町総合計画の策定作業を町民の皆さんとの協働により進めています。

このたび、町民の皆さんで構成された町民ワークショップからの提言書が完成し、代表者から町長へ提出されました。

町民提言書のとりまとめ

町民提言書は、町民ワークショップのメンバーが、第五次開成町総合計画における政策や各施策に反映してもらいたい内容をとりまとめたものです。

町民ワークショップでは、まず全体会議で総合計画についての研修を受け、町の将来像などについて議論し、共通理解を深めました。

その後、「教育・文化・スポーツ」、「保健福祉・子ども」、「社会基盤整備」、「環境・安全安心」、「産業」の5つの分科会に分かれ、町の将来像をイメージしながら10回の会議を開催し、具体的な施策提言をとりまとめました。

町民提言書の完成報告

11月29日に町民ワークショップの草柳座長と齊藤副座長から府川町長へ町民提言書の完成報告を行い、その内容や町民ワークショップでの取り組みなどについて説明しました。

今後は、総合計画審議会などで総合計画の検討を進め、町民提言書の反映に努めていきます。



左から齊藤副座長・草柳座長・府川町長

町民ワークショップ 公園へのいたずら

町では公園を皆さんが楽しく過ごせる場所として整備しています。

しかし、残念ながら、壊されたり、いたずらをされたりするなどの被害が発生しています。

昨年の11月27日（日）の午後6時50分ころには、あじさい公園内の休憩所が不審火により全焼する事件が発生しました。

公園でのこのような行為は、いたずらの範囲を超え、器物損壊等の犯罪にあたり、被害

金額も増えています。

大きなものだけでも年間10件の被害

平成23年度の公園における器物損壊による被害は、大きなものだけで10件ありました。被害の内容は、水飲み水栓の損壊が5件、トイレの器物損壊等が3件、あじさい公園では、休憩所の全焼のほかにも建物の屋根の損壊や舞台棟の外廊下が焦がされるなどの被害が



全焼したあじさい公園内休憩所

発生しています。被害金額も約380万円となり、いたずら行為としては、あまりにも金額が大きく、公園関係の予算にも不足を生じています。

いたずら防止にご協力を

町では、定期的に公園のパトロールを実施しており、松田警察署にも重点的に見回るよう依頼をしています。公園でいたずら等の行為や危険な行為を見かけた場合は、松田警察署または役場までご連絡をいただきますようお願いいたします。

街づくり推進課

☎ 84-0321

松田警察署 ☎ 82-0110